

## 学習用タブレット端末等使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、自ら考え行動できる創造的な人材を育むため、学習指導要領（平成29年3月31日文科科学省告示第63号）総則第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向け、泉崎村立泉崎第一小学校、泉崎村立泉崎第二小学校、泉崎村立泉崎中学校（以下、「小中学校」という。）に在籍する児童、生徒が校内外において学習用タブレット端末等を円滑に使用するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において学習用タブレット端末等（以下「タブレット」という。）とは、タブレット本体とそれに付属するカバー型キーボード、及びスタイラスペン等で、学習活動に必要な教材、教具として使用するための設定及びセキュリティ対策を講じたものをいう。

### (使用の目的)

第3条 タブレットの使用は、小中学校の教育課程にのっとった学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的とし、次の各号を目標に定める。

- (1) 協同学習を積極的に行い、能動的な学びを目指す。
- (2) 子どもたちの学習方法や内容の幅を広げ、理解度をより深める。
- (3) 将来に向けたITスキルや知識を学び、情報を正しく収集し活用する力を育む。

### (管理の総括)

第4条 泉崎村教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、前条各号の目標達成に向けて、指導、助言を行うとともに、必要に応じてICT専門スタッフを小中学校に派遣する。

- 2 教育委員会は、タブレットのぜい弱性を塞ぐため、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。
- 3 教育委員会は、タブレットを校外で使用した場合においても、インターネットが安全に使用できる環境を提供しなければならない。

### (管理責任者)

第5条 管理責任者は校長とする。管理責任者は、タブレットを適正に管理するため、使用状況の把握に努め情報機器管理者を指名しその業務を行わせることができる。

### (情報機器管理者の責務)

第6条 情報機器管理者は、全てのタブレットが、常に最良の状態で使用できるよう適正な管理運用に努めるとともに、学習用タブレット等管理台帳（様式第1号）によりその状況や所在を明らかにするものとする。

- 2 情報機器管理者は、タブレットにアプリをインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に留意する。
  - (1) 第3条の目的を達成するために有益なものであること。
  - (2) 有料のアプリが必要な場合は、事前に教育委員会と協議すること。

3 情報機器管理者は、定期的にタブレットを確認し、不要なデータ等はその都度削除すること。

4 管理責任者は、タブレットに障害・事故等が発生したときは、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(使用者)

第7条 タブレットの使用者は、学校に在籍する児童、生徒及び教職員とする。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、タブレットを適正に使用するとともに、携帯中の破損、紛失等の防止に留意しなければならない。

2 使用者は、復習等で将来使用しないデータは、タブレットの使用後に削除する。ただし、保存が必要なデータは、クラウドサーバーに保存するなどタブレットへの保存は極力避ける。

3 タブレットの管理は、情報機器管理者及び、授業担当者又はクラス担任が、適正に行うものとする。

4 タブレットの使用は自己責任を原則とし、その使用によって生じた損害は使用者がその責務を負う。

(適正使用)

第9条 タブレットの適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

(1) 第3条に定める以外の使用

(2) 信頼できるWi-Fi以外への接続

(3) 児童、生徒による教員系LANへの接続

(4) ID、パスワードの漏えい

(5) 個人のメールアドレス、アカウント等の個人情報の入力

(6) ソーシャル・ネットワークキング・サービスの利用

(7) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧

(8) アプリケーション内の課金

(9) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(校外使用)

第10条 使用者が自宅学習のためにタブレットを持ち帰る場合（以下「貸出」と言う。）は、管理責任者の許可を得なければならない。

(貸出)

第11条 タブレットは、小中学校を通じて貸出することができる。この場合、借り受ける者の保護者は、誓約書（様式第2号）を教育委員会へ提出しなければならない。

(貸出期間及び費用)

第12条 タブレットの貸出期間は、学校が長期的に臨時休校又は学年閉鎖を行う期間、学校長が必要と認める期間のいずれかとする。

2 タブレットの貸出は無料とする。

(貸出中の取扱)

第13条 貸出期間中は、タブレットの取扱について善良な使用者の注意をもって管理するものとし、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸出物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸出物品を、学習活動以外に使用すること。
- (4) 貸出物品を使用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) 管理責任者が別に定める使用規約等に反すること。
- (6) その他タブレットの故障や紛失につながる行為や貸出の目的に反すること。

(障害・事故)

第14条 使用者のタブレットに次の各号に掲げる障害・破損等が発生した場合は、学習用タブレット等紛失・破損報告書(様式第3号)を教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) タブレットを破損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) タブレットが正常に動作しなくなったとき。
- (3) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき。

2 故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、タブレットの全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(通信機器の貸出)

第15条 教育委員会は、第10条の場合で家庭におけるタブレット学習のための通信環境が無い世帯に対し、モバイルルータ等は無償で貸出することとし、必要な事項は別に定める。

(その他)

第15条 タブレットの使用に関して、本規程に定めのない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との協議の上、対処するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。